

# 岡山県税制懇話会報告書

岡山県産業廃棄物処理税に関する検討

平成19年11月

岡山県税制懇話会

## 目 次

1	産業廃棄物処理税の検証・成果	
(1)	発生の状況	1
(2)	最終処分量の推移	1
(3)	今後の発生及び処理の見込み	1
2	産業廃棄物処理税の継続の必要性	2
3	使途事業の方向性	3
4	税制度のあり方	
(1)	課税方式	6
(2)	税率	7
(3)	特例措置	8
(4)	検討	9
5	基金のあり方	9

## はじめに

岡山県では、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）（平成11年法律第87号）により地方税法（昭和25年法律第226号）が改正され、平成12年4月から法定外目的税を創設することが可能となるなど、課税自主権の活用の範囲が拡充されたことを踏まえ、平成15年度に岡山県産業廃棄物処理税の導入を行い、およそ5年間にわたり、産業廃棄物の発生を抑制するための事業等を実施することにより、循環型社会を形成するためのたゆまぬ努力が続けられてきた。

岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）は、附則第5項において、「知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定しているところであるが、岡山県税制懇話会では、岡山県知事からの要請を踏まえ、岡山県産業廃棄物処理税の制度設計やこれまでの事業の成果等を検証し、主として、今後における効果的な岡山県産業廃棄物処理税の用途について検討を行った。

産業廃棄物の最終処分量のさらなる抑制を図るためには、まずは排出事業者が産業廃棄物の発生を抑制する努力を行っていただくとともに、税収をより効果的に活用することにより、岡山県が中心となって減量化、再生及び不法投棄の未然防止に関する施策を重点的に実施していくことが重要であるが、この報告は、本懇話会が、このような認識に立って、岡山県産業廃棄物処理税の今後のあり方についてとりまとめたものである。

この報告を契機として、県民の方々が産業廃棄物や税制度の問題を自らの問題として捉え、産業廃棄物をとりまく現状について理解を深めていただくことにより、素晴らしい循環型社会が築かれることを期待してやまないものである。